

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約第10条第2項の規定に基づき、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進協議会の会議に関すること。
- (2) 推進協議会の事業に関すること。
- (3) その他推進協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長及び事務局員は、会長が属する市町村の職員のうちから、会長が指名する。

(職員の責務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、分担事務を掌理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次の事項について専決することができる。

- (1) 軽易な契約の締結に関すること。
- (2) その他軽易な事項に関すること。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月28日から施行する。